

福岡県公報

平成29年11月24日
第3945号

目次

告示 (第716号 - 第720号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 1
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 1
 - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 1
 - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- ### 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
 - 土地区画整理事業の換地処分の完了届出 (都市計画課) 3
 - 土地区画整理事業の換地処分の完了届出 (都市計画課) 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (自然環境課) 4

再掲

- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 4

告示

福岡県告示第716号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告

示第133号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年11月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
建花寺	飯塚市建花寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第717号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第134号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年11月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
建花寺	飯塚市建花寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第718号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年11月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
建花寺	飯塚市建花寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第719号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年11月24日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
建花寺	飯塚市建花寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

直方	県道	筑前植木線 停車場	前	直方市大字植木1180番1 先から 直方市大字植木3287番80 先まで	5.6 ～ 14.2	431.0
			後	直方市大字植木1180番1 先から 直方市大字植木3287番80 先まで	12.1 ～ 15.4	

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年11月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 仮称 スパイスモール新飯塚
- (2) 所在地 飯塚市立岩字黒ノ本964番32、字帯田1049番11

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・駐車場出入りのために、歩道を切下げるにあたっては自費施工の許可申請をお願いする。雨水の排水計画を提示すること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - 意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - 意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・災害時における物資提供等に関する協定締結要請の際は、ぜひご協力をお願い

する。

・施工中、施工後に関わらずいかなる災害も誘因となることがないように施工し、民地や道路等に土砂の流出が発生した際には迅速に対応すること。なお、本区域は土砂災害警戒区域の区域外になる。（情報提供として）当該地は浸水想定区域内（1～2m未満）となっている。

・消防水利は、既設地上式消火栓で包含されているため支障なし。開発申請時には、消防水利状況図を添付すること。（飯塚市開発指導要綱第10条関係）

・防犯灯の設置に関しては地元自治会長と協議を行うこと。また、当該協議結果を報告すること。（飯塚市開発指導要綱第15条関係）

(5) 騒音の発生に係る事項

・関係法令を遵守するとともに、騒音・振動・粉じんについて、周辺住民の生活環境に悪影響を与えることのないよう、十分に配慮いただくようお願いする。

(6) 廃棄物に係る事項等

・ごみの排出は飯塚市指定のごみ袋（事業所用）を使用すること。
・ごみの収集及び運搬については飯塚地区収集許可業者と直接契約をお願いする。

(7) 街並みづくり等への配慮等

・飯塚市景観条例に基づいて、大規模建築物等の新築等の届出書を提出していただくようお願いする。
・大規模小売店舗という性質上、屋外広告物を表示されると思うので、屋外広告物の許可申請をお願いする。

(8) その他

・南側駐輪場No.2付近の区域外の水路については、農業土木課所管の水路となっている。ここに排水を流す場合には、地元の農区・生産組合等の水利権者に了解が得られるよう事業説明を行うこと。
・南側駐輪場No.2付近の区域外の水路付近に構造物等を設置する場合には、区域からの排水管に注意を行い施工すること。
・官民境界付近の構造物施工について、構造物の設置や構造、工事業者による施工間違いが生じないように、再確認を行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年11月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン久留米

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

古賀市高田土地区画整理事業の施行者である古賀市高田土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成29年10月25日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成29年11月24日

福岡県知事 小川 洋

公告

粕屋町原町五丁目土地区画整理事業の施行者である粕屋町原町五丁目土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成29年11月6日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成29年11月24日

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年11月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市千潟字上屋敷592番3、592番4、593番3及び593番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県朝倉市牛鶴111番地5 ベアハイツ101号
福永 貴史

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「温泉法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間」の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成29年11月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
環境省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（平成29年9月環境省告示第66号）」と同一の内容を定めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例で定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 施行日
平成29年11月8日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第700号の2

家畜伝染病が発生したので家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年11月13日

福岡県知事 小 川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発成年月日
結核病	牛	疑似患畜	1頭	八女郡広川町	平成29年11月13日